

## ◇ご存知ですか？ 不在者投票制度

### 【指定施設等での不在者投票】

都道府県の選挙管理委員会が不在者投票施設に指定した病院や老人ホームなどの施設に入院、入所中であれば、前もって施設の管理者に頼んでおくと、その施設で不在者投票することができます。早めに施設にお問い合わせください。

### 【他の市区町村での不在者投票】

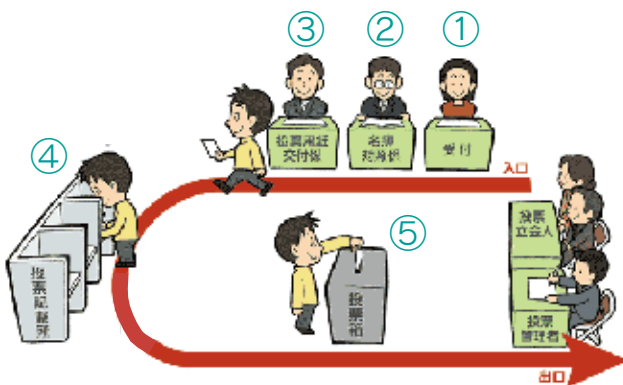
出張などで投票日まで他の市区町村に滞在される場合は、選挙管理委員会へ投票用紙等を請求されると、滞在先の市区町村の選挙管理委員会で投票することができます。詳しくは、選挙管理委員会にお問い合わせください。

### 【郵便等による不在者投票】

郵便投票とは、身体に一定の重い障がいのある人が、郵便などを利用して自宅などに投票用紙を取り寄せて投票し、再び郵便などで送り返す投票方法です。郵便投票するには郵便投票証明書が必要です。ただし、交付申請手続きに時間を要しますので、利用しようとする人はできるだけ早く手続きを済ませてください。詳しくは、選挙管理委員会にお問い合わせください。



## 投票所での投票手順



※投票所では次の投票もすることができます。

### 点字投票

重度の視覚障がいのある人は、点字投票をすることができます。投票所に点字器を備え付けていますので、係員まで申し出てください。

### 代理投票

けが等により字を書くことが困難な人は、投票所の係員が代筆する代理投票をすることができます。投票の秘密は固く守られますので、安心して係員まで申し出てください。

### ①投票所入場券で受付

投票所に入られたら受付をします。持参された入場券を係員に渡してください。受付後に入場券を受け取り、次に進んでください。

### ②選挙人名簿への登録の確認

選挙人名簿に登録されているかの確認をします。入場券を係員に渡してください。確認後に入場券を受け取り、次に進んでください。

### ③投票用紙の交付

入場券と引き換えに投票用紙をお渡しします。係員に入場券を渡してください。投票用紙を受け取り、次に進んでください。

※入場券はお返ししません。

### ④投票記載所で投票用紙に記入

投票記載所には鉛筆が置いてあり、正面には候補者の氏名が書かれた紙が貼ってあります。よく確認して候補者の氏名を書き、次に進んでください。

### ⑤投票用紙を投票箱へ

投票用紙に候補者の氏名を書き終えたら、投票用紙を投票箱に入れてください。

これで投票は終わりです

## ■選挙公報は新聞折込みで配ります

折込みの対象となる新聞は、朝日新聞、毎日新聞、読売新聞、日本経済新聞の4紙で、7月19日(木)の朝刊を予定しています。なお、新聞を購読されていない世帯には、7月21日(土)にご自宅の郵便受けなどに投函する予定にしています。このほか、市役所、山陽総合事務所、南支所、埴生支所、公園通出張所、各公民館にも備えています。

※選挙公報は、山口県ホームページ (<http://www.pref.yamaguchi.jp/>) にも掲載されます。